

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則12号

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「附属機関設置条例」という。）第5条の規定に基づき、附属機関設置条例別表に掲げる瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）又は瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）において使用する用語の例による。

(担当事務)

第3条 附属機関設置条例第3条に規定する審査会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 情報公開条例第19条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。
- (2) 個人情報保護条例第8条第4項、第9条第6号、第10条第5号、第12条第2項第2号及び第42条の規定による諮問に応じ、不服申立て等について調査審議すること。

(委員)

第4条 審査会の委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第19条並びに個人情報保護条例第8条第4項、第9条第6号、第10条第5号、第12条第2項第2号及び第42条の規定により審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審

査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第10条 不服申立人等は、審査会に対し、前条の規定により提出された

意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、閲覧させるよう努めるものとする。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時、場所及び方法を指定することができる。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(議事録)

第12条 審査会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、行政経営部行政課において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(瀬戸市情報公開審査会規則の廃止)

2 瀬戸市情報公開審査会規則(平成13年瀬戸市規則第2号)は、廃止する。

(瀬戸市個人情報保護審議会規則の廃止)

3 瀬戸市個人情報保護審議会規則(平成5年瀬戸市規則第25号)は、廃止する。